

広報 五戸のへまち

12月号
2020年
vol.738



◆主な内容◆

- 2 町の人事行政の運営状況
- 4 令和3年度五戸町一般競争（指名競争）について
- 5 小規模修繕・物品調達契約希望者登録制度の設立について
- 6 町・県民税の申告相談を受け付けます
- 8 特集 まちの魅力を再発見
関係人口で広がる五戸の未来
- 9 五戸総合病院医師一覧表・文芸ごのへ
- 10 情報ステーション
- 15 図書館新着Books・ごのへ★スポーツナビゲーション
- 16 町内企業 求人インフォメーション

雪の降る五戸町に火消しの心意気を持ったサンタクロースがプレゼントを持ってやってきた。

コロナ禍で遊びが制限される子どもたちを元気づけようと五戸町消防団本部と第4分団がクリスマスイベントを企画した。

イベントに参加した江渡幼稚園の園児たちは両手いっぱいのプレゼントをもらい笑顔でクリスマスの到来を喜んだ。

町の人事行政の運営における公平性と透明性を高めるため「五戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。

(3) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(令和2年4月1日現在) ※平均給料月額とは…

各職種の職員の基本給の平均です。

| 区 分 | | 五 戸 町 | 青 森 県 | |
|-------|--------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 平均年齢 | 40.9歳 | 42.9歳 | |
| | 平均給料月額 | 288,400円 | 314,400円 | |
| | 初任給 | 大学卒 | 182,200円 | 182,200円 |
| | | 高校卒 | 150,600円 | 150,600円 |
| 技能労務職 | 平均年齢 | 50.7歳 | 51.6歳 | |
| | 平均給料月額 | 259,200円 | 301,800円 | |
| | 初任給 | 147,900円 | 147,900円 | |

※平均給料月額及び初任給は給与改定前のものです。

3 特別職の報酬等の状況

| 区 分 | 給料月額等 | 期末手当 | 退職手当(任期ごと) | |
|-----|-------|----------|------------|--------------------|
| 給 料 | 町 長 | 768,000円 | 3.25月分 | 給料月額×在職月数×45.5/100 |
| | 副町長 | 609,000円 | 3.25月分 | 給料月額×在職月数×26.5/100 |
| | 教育長 | 561,000円 | 3.25月分 | 給料月額×在職月数×22.5/100 |
| 報 酬 | 議 長 | 284,000円 | 3.25月分 | |
| | 副議長 | 241,000円 | | |
| | 議 員 | 226,000円 | | |

※期末手当の支給割合は給与改定前のものです。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

(令和2年4月1日現在)

| 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 1日の勤務時間 | 1週間の勤務時間 |
|---------|------|---------|---------|----------|
| 午前8時15分 | 午後5時 | 正午～午後1時 | 7時間45分 | 38時間45分 |

(2) 年次有給休暇の状況

(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

| 制度の概要 | 平均付与日数 | 平均取得日数 |
|--|--------|--------|
| 1年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越可能(繰越最大20日) | 39日 | 12.4日 |

※対象期間の途中で採用・退職した職員、休職等の期間のある職員を除く。

(3) 職員の懲戒処分の状況

(令和元年度)

| 懲戒処分者数 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|
| | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 2人 |

(4) 職員の研修および勤務成績の評定の状況

① 主な職員研修の実施状況

(令和元年度)

| 研修区分 | 受講研修数 | 受講者数 | 内容 |
|------|-------|------|-----------------|
| 基本研修 | 8件 | 37人 | 青森県自治研修所(階層別研修) |
| 選択件数 | 6件 | 11人 | 〃(法制執務研修ほか) |

② 勤務成績の評定状況

| | |
|-----|---------------|
| 現 状 | 人事評価を導入しています。 |
|-----|---------------|

(5) 職員の福利厚生状況

職員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害、傷害もしくは死亡に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする青森県市町村職員共済組合に加入し福利厚生の充実を図っています。

また、職員で組織する五戸町職員互助会及び五戸総合病院職員互助会が主体となり、職員の健康増進・元気回復などの福利厚生事業を実施しています。(職員互助会への助成は、平成20年度をもって廃止しています。)

このほか、職員の健康管理のため定期健康診断を実施しています。

町の人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況

() 内は再任用職員

| 区分 | 31年度 (H31年4月1日～R2年3月31日) | | | 2年度 (R2年4月1日現在) | |
|----|--------------------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|
| | 4月1日職員数 | 採用職員 | 退職職員 | 4月1日職員数 | 採用職員 |
| 本庁 | 155人 | 9人 (4人) | 11人 (1人) | 159人 | 15人 (4人) |
| 病院 | 170人 | 17人 (3人) | 13人 (0人) | 177人 | 12人 (3人) |
| 合計 | 325人 | 26人 (7人) | 24人 (1人) | 336人 | 27人 (7人) |

本庁には、一般行政部門、特別行政部門（教育委員会）、及び病院を除く公営企業等会計部門（下水道・介護保険など）が含まれます。

(2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

| 区分 | | 職員数 (人) | | 対前年 増減数 (人) | |
|---------------|--------|---------|-----|-------------------|----|
| | | H31 | R2 | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 2 | 2 | |
| | | 総務 | 47 | 50 | 3 |
| | | 税務 | 13 | 12 | -1 |
| | | 民生 | 11 | 10 | -1 |
| | | 衛生 | 11 | 12 | 1 |
| | | 農林水産 | 16 | 16 | |
| | | 商工 | 1 | 1 | |
| | | 土木 | 9 | 10 | 1 |
| | 小計 | 110 | 113 | 3 | |
| | 特別行政部門 | 教育 | 26 | 26 | |
| 公営企業等 会計部門 | 病院 | 170 | 177 | 7 | |
| | 下水道 | 1 | 2 | 1 | |
| | 簡易水道 | 1 | 1 | | |
| | その他 | 17 | 17 | | |
| | 小計 | 189 | 197 | 8 | |
| 合計 | | 325 | 336 | 11 | |

(3) 年齢別職員数の状況

| 区分 | 職員数 (人) |
|--------|---------|
| 20歳未満 | 1 |
| 20～25歳 | 44 |
| 26～31歳 | 60 |
| 32～37歳 | 47 |
| 38～43歳 | 42 |
| 44～49歳 | 44 |
| 50～54歳 | 41 |
| 55～59歳 | 37 |
| 60～64歳 | 19 |
| 65歳以上 | 0 |

(4) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和2年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|--------------|----------|----------|------------|------------|---------------|------|--------|
| 標準的な 職務内容 | 主事 技師 | 主査 技査 | 主幹 総括主査 | 課長補佐 班長 | 課長・室長 事務局長 | 参事 | |
| 職員数 | 42人 | 29人 | 14人 | 52人 | 15人 | 0人 | 152人 |
| 構成比 | 27.6% | 19.1% | 9.2% | 34.2% | 9.9% | 0.0% | 100.0% |
| 1年前の構成比 | 22.1% | 17.6% | 14.5% | 35.8% | 9.2% | 0.8% | 100.0% |

※町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※職員数は一般行政職のみ的人数で、税務相当職、医療職、技能労務職、教育職は含みません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

(令和元年度)

| 住民基本台帳人口 (平成31年3月31日現在) | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) | 前年度の 人件費率 |
|----------------------------|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 16,880人 | 9,052,930千円 | 159,298千円 | 1,111,867千円 | 12.3% | 12.5% |

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

(令和元年度)

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費 (B/A) |
|------------|-----------|----------|-----------|-----------|--------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 138人 | 467,475千円 | 74,400千円 | 174,147千円 | 716,022千円 | 5,188千円 |

※職員数は、平成31年4月1日現在。 ※職員手当には退職手当を含みません。

令和3年度 五戸町一般競争（指名競争）について

参加資格審査申請書提出要領

| 対象事業者 | 建設工事 測量・建設コンサルタント | 令和3・4年度において五戸町の発注する建設工事請負、測量・建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加を希望する者。 | | |
|--------------------------------|--|--|-----------------------|--|
| | 重要物品 | 令和3・4年度において五戸町の発注する重要物品等の競争入札に参加を希望する者。 なお、重要物品とは次に挙げるものとする。 ① 1個又は1組の予定価格が100万円以上の物品 ② 消防ポンプ及び消防ポンプ自動車 ③ 1台の予定価格が100万円以上の車両及び機械 | | |
| | 役務、物品、製造 | 登録制度をとっていません。申請書は参考資料として受理します。(タイトルに【参考資料】と加えて記載すること)書類の保存期間は受付日から令和5年5月31日まで。 | | |
| 市町村名 | 五戸町(ごのへまち) | | 町長名 | 五戸町長 若宮 佳一(わかみや けいいち) |
| 所在地 | 〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1 | | 提出先 (問い合わせ先) | 五戸町役場 財政課 管財班 0178-62-2111(内線222) |
| 受付期間 | 令和3年2月1日から令和3年2月26日まで 午前8時15分～午後5時まで(土、日、祝日を除く) | | | |
| 有効期間 | 建設工事 測量・建設コンサルタント | 町内業者 | 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで | |
| | | 町外業者 | 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで | |
| | 重要物品 | 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで | | |
| 提出方法 | 持参又は郵送(期間内必着) | | | |
| 提出書類 | 中央公契連統一様式(建設工事は青森県様式可): 詳細は下表のとおり | | | |
| 書類名 | 建設工事 | 測量・ 建設コンサルタント | 重要物品 | 備考 |
| ①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 | ○ | ○ | ○ | |
| ②経営事項審査結果通知書(写) | ○ | | | 総合評定値P記載のもの |
| ③工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高(写) | ○ | | | ②の経審を申請したとき一緒に提出した書類。(経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書の別紙一) |
| ④登録証明書(写) | | ○ | ○ある場合 | 業務(営業)を行うにあたり法令上必要とする登録・認可・許可書 |
| ⑤営業所等一覧 | ○ | ○ | ○ | |
| ⑥工事経歴書・業務経歴書・ 測量等実績高・営業種目実績 | ○ | ○ | ○ | 直前2ヶ年分(受注金額のわかるもの) |
| ⑦登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写) | ○ | ○ | ○ | 個人の場合は、営業証明書(写)及び身分証明書(写) |
| ⑧営業希望業種分類表 | | | ○ | 業種については、別紙分類表に合わせる |
| ⑨財務諸表(写)(直前決算1ヶ年分) | | ○ | | 個人の場合は、所得税青色申告決算書、又は確定申告書(写) |
| ⑩納税証明書又は未納がない証明(写) | ○ | ○ | ○ | ※下記別表参照 |
| ⑪使用印鑑届及び印鑑証明書(写) | ○ | ○ | ○ | 委任を必要とする場合は委任状を添付 |
| ⑫誓約書 | | | ○ | ※ホームページ掲載様式 |
| 留意事項 | (1) 町独自の様式はありません。 (2) 紙のA4ファイル(縦)に①～⑫の番号順で製本すること。 (3) 表紙と背表紙には種類とタイトルと社名を記入。 (4) 年度途中の変更事項は速やかに届出すること。 (5) 受理票は作成してありません。 ※必要な場合は、はがきにて受理票を作成するか、返信用封筒(84円切手を貼ったもの)と受理票を作成して同封してください。 | | | |

※別表(支店等に委任する場合、本店と支店等それぞれの納税証明書を添付すること。)

| ★★納税証明書(未納がない証明)について★★ | | | |
|------------------------|-----------|-----------|----------------------------|
| | 法人 | 個人 | 備考 |
| 国税 | 法人税 | 申告所得税 | 法人: 様式その3の3 個人: 様式その3の2 |
| | 消費税及地方消費税 | 消費税及地方消費税 | |
| 都道府県税 | 法人都道府県民税 | 都道府県民税 | 最新12ヶ月分 |
| | 法人事業税 | | |
| 市区町村税 | 法人市区町村税 | 市区町村民税 | 最新12ヶ月分 |
| | 固定資産税 | 固定資産税 | |
| | | 国民健康保険税 | |

要領は、五戸町ホームページに掲載しております。(http://www.town.gonohe.aomori.jp/)

※国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁 e-Tax ホームページ (http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm) をご覧いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

小規模修繕・物品調達契約希望者登録制度の設立について

町が発注する小規模修繕・物品調達契約において、町内の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的とした制度を開始します。

(1) 対象となる契約

内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるもののうち、1件の設計金額が30万円以下のもの。

例1 ゴム・皮革・プラスチック製品の購入 例2 空調機器修繕、タイル・ブロック修繕

(2) 登録業者

登録については2月1日から随時受付いたします。登録申請書については町ホームページ (<http://www.town.gonohe.aomori.jp/>) に掲載していますので役場財政課まで申請してください。登録有効期間は令和7年3月31日まで、以降は更新が必要です。登録申請が受理された業者については、名簿を町ホームページにて公表します。

これにより、登録業者が履行可能な業種を明確化し、小規模事業者が下請けから元請けとなることを目的としています。そのため、受注契約で下請けが必要な場合には発注担当課と協議が必要になります。

(3) 登録業者の取扱い

町が発注する小規模修繕・物品調達について、登録された希望者に対し積極的に見積参加の機会を与えるよう努めます。

(4) その他

町発注の契約行為のため、完成書類や検査が発生します。必要書類は契約ごとに異なりますので見積の段階で担当課にご確認ください。制度についての不明な点は下記財政課までお問い合わせください。

※なお本制度は競争入札参加資格者名簿に登録を希望していない小規模事業者が対象です。また、登録されている事業者の選定を妨げるものではありません。

小規模修繕

| 登録希望業種 |
|--|
| 建築関係ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋等 |
| 設備関係電気器具、配線、放送設備、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水詰まり等 |
| 土木関係防護柵、舗装、土工等 |
| その他 |

小規模物品調達

| 登録希望品目 |
|-----------------|
| 衣服・その他繊維製品類 |
| ゴム・皮革・プラスチック製品類 |
| 窯業・土石製品類 |
| 非金属類・金属製品類 |
| 紙・紙加工品類 |
| 燃料類 |
| 家具・什器類 |
| その他 |

問い合わせ先 役場財政課 管財班 ☎ 62-2111 内線 222

年末年始は火災に注意しましょう！

空気が乾燥し、火を使うことの多い季節となり、火災が非常に発生しやすい状況です。年末のあわただしさから火の取扱いがおろそかになりがちなの時季、住民1人ひとりが防火に関心を持ち、次の7つのポイントに気を付けて火災のない町にしましょう。

3つの習慣

- 寝たばこは**絶対やめる**。
- ストーブは燃えやすいものから**離れた位置**で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは**必ず火を消す**。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイントの意義】

- 火災を発生させない、燃え広がせない（習慣1～3、対策2）
- ↓
- 早く知る、気付く（対策1）
- ↓
- 火災の初期段階で消火する（対策3）
（一般的に人の背の高さより小さい火災に対する消火）
- ↓
- 危ないと判断したら、すばやく避難する
（火炎が天井に達した、煙が充満、初期消火に失敗等）

↑
隣近所の協力による対応（対策4）

※日頃から消火の手順、避難の方法及び経路等について検討しておくことが重要。

事業所のみなさまへ

年末年始に混雑が予想される店舗や旅館、飲食店など不特定多数の方が出入りする施設では、防火管理体制に万全を期しましょう。

- 避難通路、階段、避難口の付近に物を置かない。○火災発生時の通報、避難誘導、初期消火等の初動体制を確認する。
- 防火戸、防火シャッターの付近に物を置かない。○放火防止対策のため、建物周囲に燃えやすい物を置かない。
- 暖房や調理等で使用する火気使用設備の取り扱い方法と維持管理状況を確認する。

問い合わせ先 五戸消防署 ☎ 62-3140

②申告相談日程表

受付時間（午前 8：50～11：00 午後 1：00～3：00）

| 月 日 | 曜 | 対象地区 | 会 場 | 月 日 | 曜 | 対象地区 | 会 場 | |
|------|---|---|--------------|-------|---|------------|-------|--|
| 2月3日 | 水 | 石吞 | 瑞穂館 | 2月25日 | 木 | ひまわり・志戸岸 | 町立公民館 | |
| 4日 | 木 | 下区・北市川 | | 26日 | 金 | 根前・荒町・下新井田 | | |
| 5日 | 金 | 上区・中区・池ノ堂 | | 3月1日 | 月 | 蛭川・石仏 | | |
| 8日 | 月 | 切谷内 | | 2日 | 火 | ひばり野 | | |
| 9日 | 火 | 粒ヶ谷地・菖蒲川 | | 3日 | 水 | 博労町 | | |
| 10日 | 水 | 大森・大久木・佐野 | | 4日 | 木 | 博労町 | | |
| 12日 | 金 | 浅水下・浅水上 | 浅水活性化センター | 5日 | 金 | 博労町 | | |
| 15日 | 月 | 扇田・野沢・北向（浅水）・関口 | | 8日 | 月 | 下大町 | | |
| 16日 | 火 | 下豊川・上豊川・手倉橋・荷軽井 | | 9日 | 火 | 下大町 | | |
| 17日 | 水 | 中市 | 倉石コミュニティセンター | 10日 | 水 | 新町 | | |
| 18日 | 木 | 浦田・一ノ坪・風原平・駒袋・山田・太田・谷地中・北向（倉石）・沼沢・鎗水 | | 11日 | 木 | 新町 | | |
| 19日 | 金 | 向平・松山・小渡・水上・横倉・大久保・清三久保・籠町・宮台・森冬・古川代・平成 | | 12日 | 金 | 上大町 | | |
| 22日 | 月 | 石沢・槍沢・鳥沼新田 | | 15日 | 月 | 川原町 | | |
| 24日 | 水 | 岩ノ脇・豊間内 | 町立公民館 | | | | | |

※期間中は役場での申告相談を行うことができません。

※申告相談会当日は、**8時15分に職員が番号札を配布**します。

職員が番号札を配布する前に、申告案内書を会場入り口付近のテーブルなどに置いていただけでは受付したことになりませんので、**必ず番号札を受け取ってから、順番をお待ちいただくよう**お願いします。

③申告に必要なもの（記載のないものについてはお問い合わせください）

| 対 象 | | 必要書類など |
|------------------------|---------|--|
| （ 全て本人のもの） 申告者全員 | | ①認印 |
| | | ②マイナンバーカード（写）又はマイナンバー通知カード（写）いずれか1つ ※1 |
| | | ③身元確認書類（運転免許証、健康保険証などのうちいずれか1つ） |
| | | ④所得税還付用口座（通帳やキャッシュカード） |
| | | ⑤所得税振替納付用口座（通帳やキャッシュカード及び口座の届出印） |
| 所 得 | 給与所得 | ①給与の源泉徴収票（原本） ②給与の支払明細書等の受給金額がわかるもの（源泉徴収票が発行されない場合に限る） |
| | 年金所得 | ①公的年金の源泉徴収票 |
| | 営業所得 | ①収支内訳書 |
| | 農業所得 | ※仕入れや売上げなどの帳簿や経費の領収書などを事前に整理・集計したうえで持参してください。 |
| | 不動産所得 | |
| 控 除 | 社会保険料控除 | ①国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書 |
| | 障害者控除 | ①身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、愛護手帳（療育手帳） ②障害者控除対象者認定書（①の各種手帳をお持ちでない人に限る） |
| | 医療費控除 | ①医療費等の領収書、生命保険などで補てんされる金額が分かるもの ※医療費等の領収書は、必ず事前に集計してください。 ※介護用のおむつ代を申告する場合は、「おむつ使用証明書」が必要です。 ※「医療費控除の明細書」を添付した場合、領収書の提示は不要です。 |
| | 生命保険料控除 | ①支払い金額などの証明書 |
| | 地震保険料控除 | |
| | 寄附金控除 | ①寄附先から発行された証明書 ※ふるさと納税のワンストップ特例申請書を提出した人で、所得税の確定申告書を提出する場合は証明書が必要です。 |

※1 申告書には申告者本人と控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者のマイナンバー記入が義務付けられています。

●町・県民税に関する問い合わせ先

●確定申告、所得税に関する問い合わせ先

役場税務課

八戸税務署

☎ 62 - 7954（直通）

☎ 43-0141

2月3日（水）～3月15日（月）

町・県民税の申告相談を受け付けます

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、申告相談会場にはマスクを着用のうえ、ご来場いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

①まずは、申告が必要なのか確認しましょう。

前年の申告内容を基に、申告が必要と思われる人がいる世帯を対象に案内書を送付します（1月中旬以降）。案内書が届かなくても、下記の《申告が必要な人》に該当する人は忘れずに申告してください。

《申告が必要な人》

| 令和3年1月1日現在で五戸町に住所があり、次のいずれかに該当する人 | |
|-----------------------------------|--|
| 給与所得者 | 給与のほかに、別の収入があった人 |
| | 勤め先で年末調整をしていない人（令和2年中に退職した人も含みます） |
| | 2カ所以上から給与の支払いを受けた人 |
| | 給与の源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加する人 ※1 |
| 年金所得者 | 公的年金のほかに、別の収入があった人 |
| | 遺族年金、障害年金のみを受給している人 |
| | 年金の源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加する人 ※1 |
| その他 | 営業、農業、不動産、雑所得、一時所得、譲渡所得などの収入があった人 |
| | 令和2年中の収入がなく、 <u>町外</u> の人の被扶養者として申告されている人 ※2 |
| | 令和2年中の収入がなく、被扶養者として申告されていない人 ※2 |
| | 令和2年中に非課税の収入のみ受給していた人（失業手当、生活保護費など） |

《申告の必要がない人》

| | |
|----------|--|
| 共通 | 税務署で所得税確定申告をする人 |
| 給与所得のみの人 | 勤め先で年末調整が済んでいる人 |
| 年金所得のみの人 | 令和3年1月1日現在 65歳以上で、公的年金収入の合計額が148万円以下の人 |
| | 令和3年1月1日現在 65歳未満で、公的年金収入の合計額が98万円以下の人 |
| その他 | 令和2年中の収入がなく、 <u>町内</u> の人の被扶養者として申告されている人 ※2 |

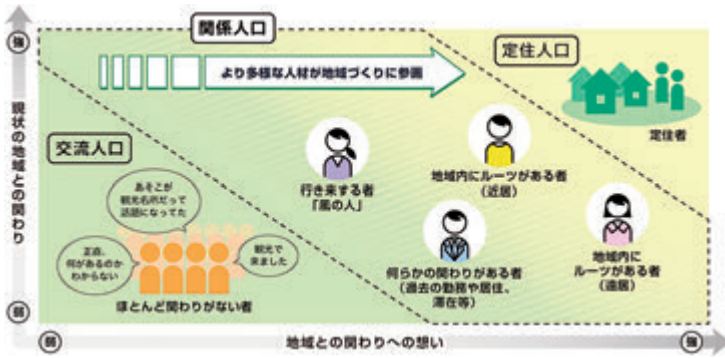
※1 各種控除とは、扶養控除（16歳未満の年少扶養控除など）、医療費控除、社会保険料控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などがあります。

※2 ここでいう扶養とは、税法上の扶養であり、健康保険上の扶養ではありません。

関係人口で広がる五戸の未来

五戸町では、2018年度から関係人口拡大・創出のための取組を進めています。

「関係人口」とは、あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、移住・定住者等の「定住人口」でもなく、観光に来た人等の「交流人口」でもない、その2つの間で、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。



(出典：総務省 関係人口ポータルサイト)

―五戸に関わる関係人口

4つのプロジェクトに参画してくれる関係人口を「ふるさと兼業」というプラットフォームで募集しました。県内外から21名のエントリーがあり、オンライン会議で情報を共有しながら、プロジェクトを進行しています。

その中には、五戸町にゆかりがある人もいれば、知らない人がほとんど。それでも自分の持つスキルや技術、経験を活かし五戸町のプロジェクトを成功させたいというメンバーが集まっています。

―若者が繋ぐ五戸の伝統食

明治の頃より続く青森県南地方の伝統食「なんばんみそ」。そのなんばんみそを使ったレシピを考案しているのは、調理を学ぶ大学生11人。すでに約30種類のレシピを考案していますが、プロジェクト始動当初は、なんばんみそを知らない人がほとんどでした。そこで、まずは説明をせずに食べてもらい、

何もわからないままさらな状態からレシピを考案してもらいました。

共有会当日には試食会が開催され、昔からなんばんみそをよく知っている我々五戸町民では思いつかないようなメニューが並び参加者を驚かせました。

一緒にプロジェクトを進行しているコムラ醸造の小村卓至こむらたくし常務は「県外の人々がこんなに親身になって五戸町に関わってくれていることに感謝すると同時に、会社や町にとっても刺激になることだと思います。五戸の伝統食を若い世代が繋いでくれていることに感動しました。」と話してくれました。

関係人口の拡大・創出を目的として始まった4つのプロジェクト。県境を越えた交流が五戸町のために親身になって関わってくれています。そのプロジェクトの成果を示す今年度最後の報告会を令和3年1月17日(日)午後2時から町立公民館小ホールにて開催します。お時間のある方はぜひお越しください。

- ① 築200年の古民家に「子どもの遊び場」をつくるプロジェクト
 - ② 「おんこちゃんを活用した町の魅力発信」アクションプラン提案プロジェクト
 - ③ 青森シャモロックの美味しさを広げる「オンラインファンコミュニティ」設計プロジェクト
 - ④ なんばんみそを活用したレシピ考案プロジェクト
- これらのプロジェクトの進捗を報告しながら、地域住民の皆さんも積極的に関わってもらう機会を創出するためのプロセス共有会を開催してきました。



病院を受診される前に、熱を計ってから来院をお願いします。

37.5℃以上の熱がある人は、事前に電話をしてください。

発熱患者専用電話番号 ☎61-1202

五戸総合病院医師一覧表 (外来診療)

令和3年1月1日現在

| 診療科 | 氏名 | 職名・派遣元 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|---------|--------|--------------|-----------|---------------|-----|------------|-------------|
| 内科 | 安藤 敏典 | 院長 | | 消化器検査 | | | |
| | 新井田 修久 | 院長代理 | 消化器検査 | ○ | | | ○ |
| | 佐藤 和則 | 副院長 | ○ | ○ | ○ | 消化器検査 | ○ |
| | 岡本 一雄 | 十和田市 | ○ | ○ | | ○ | |
| | 応援 医師 | 八戸市民病院救急センター | | 1/26 | | | |
| | 坂本 拓矢 | 八戸市民病院 | | | | ○ | |
| | 坂本 拓矢 | 八戸市民病院 | | | | 予約制 | |
| | 松橋 昭夫 | 公立置賜長井病院 | | | | | 1/8・22 予約制 |
| | 三浦 昌人 | 東北大学教授 | | | | 1/7・21 予約制 | 1/15・29 予約制 |
| | 応援 医師 | 八戸市民病院 | | 1/5・19 午後 予約制 | | | |
| 外科 | 安藤 敏典 | 院長 | ○ | | ○ | | |
| | 杉沢 徳彦 | 科長 | | ○ | | | ○ |
| | 後村 拓真 | 医師 | | | | ○ | |
| | 応援 医師 | 弘前大学 | | | ○ | | |
| | 安藤 敏典 | 院長 | 午後 予約制 | | | | |
| | 安藤 敏典 | 院長 | ○ (新患は予約) | | ○ | | |
| | 井戸川 敏彦 | 特別参事 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 応援 医師 | 東北大学 | | | | | 1/15 |
| | 笹野 拓也 | 科長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 田中 龍彦 | 弘前大学 | | | | | 1/8 |
| 整形外科 | 三上 靖隆 | 科長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 脳神経外科 | 深瀬 栄一 | 副院長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 眼科 | 応援 医師 | 東北大学 | | ○ | | | |
| | 応援 医師 | 東北大学 | | | | | ○ |
| 耳鼻いんこう科 | 袴田 真理子 | 八戸市 | ○ | | | ○ | |
| | 佐藤 雅未 | 弘前大学 | | ○ | | | |
| | 鈴木 哲史 | 弘前大学 | | | ○ | | |
| 皮膚科 | 小野 彩 | 東北大学 | | ○ | | | ○ |

○診療日・担当医等の予定は、都合により変更する場合がありますので、「五戸ちゃんねる」「五戸総合病院ホームページ」でご確認ください。

【受付時間】 再来 7:30~11:00 新患 8:15~11:00

救急指定病院

●糖尿病外来 (第2・4金曜日)・・・受付時間 7:30~14:00

●眼科外来 (毎週火・木曜日)・・・受付時間 10:00まで

●小児科予約診療 (月曜日~金曜日)・・・診療時間 15:00~16:30

(ただし、健診等のため午後の診療をできない日がありますので、電話でご確認ください。)

●褥瘡・ストーマケア外来: 毎週月曜日 (予約制) 受付時間 13:00~15:00

○他医療機関で受診している方は、紹介状をご持参ください。◎22時以降の救急外来で点滴を要する患者さんは、入院とさせていただきます場合があります。

☎ 5戸総合病院
☎ 61-1200

文芸のらく

△川柳▽

コロナにも霜にも負けず果樹作業
泣き石の奏でる音の響かな
美しい命を活ける花鉄

上達は口惜しい思いあればこそ
老いて知る覚悟はしてた孤独感

△俳句▽

初雪があたり一面すす拂い

△短歌▽

ふりつもる雪は野山を白くかえ
冬がきたぞと山雉子がなく
根や茎にこだわりながら変化なし
農と語りて早や七十年
小鳥とて高みが好きか今朝も来て
槇のてっぺんに俯瞰している
足を洗う波には色はなく
わずか遠くに青き海あり
紅葉の奥入瀬溪流この年は
口に貼りして目で話して

花を活けひとり眺めて自画自賛
部屋は明るく吾は楽しく

湖の波に揺られる水鳥は
岸に寄り来る紅葉を追い
幸の神お堂の前で手を合わせ
幸い一つ頂ければと

本田昭雄 (又 重)

小林静枝 (市草文字)

丸屋かく (下大町)

伊藤けい子 (博労町)

豊巻つくし (八戸市)

田代十志男 (上市川)

新井田久美子 (博労町)

藤村ナヲ (銀治屋窪)

遠藤加奈子 (沢 向)

橘 京子 (菖蒲川)

立花則夫 (十和田市)

畑山房子 (中 市)

向山恭子 (下毛沢向)

藤村義毅 (川崎市)

●皆さんの作品を「文芸のらく」に発表してみませんか。
川柳・俳句・短歌の区別を明記し、総合政策課広報係へ。

雇用・募集

町職員募集

■職種及び採用予定人員

▽社会人（保健師） 1名

■受験資格

昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、短期大学以上を卒業し、現に保健師の資格を有し、保健師の実務経験を2年以上有する方（令和3年3月31日で実務経験が2年に達する見込の方を含む）。

■受付期間

令和3年1月5日（火）

～1月22日（金）

※平日 午前8時15分から午後5時まで（郵送の場合は期間内必着）

■試験の期日、場所及び試験の方法

▽期日

令和3年2月1日（月）

▽場所 五戸町役場3階 第1・2

委員会室

▽方法及び内容

論文及び面接

■受験手続

指定の受験申込書、履歴書・身上書は必ず自書し、卒業証明書を添えて役場総務課に提出してください。

※受験申込書等は、役場総務課、川内・浅田・倉石各支所にあります。五戸町ホームページからもダウンロードできます。

▽役場総務課

☎62-2111 内線211

会計年度任用職員募集

■採用予定日

令和3年2月1日（月）

■職種及び採用予定人員

パートタイム一般事務員

1人

■任用期間等

▽任用期間

令和3年2月1日（月）

～3月31日（水）

▽勤務場所

健康増進課勤務

▽勤務日及び勤務時間

一週間当たり5日勤務

（月～金）

午前9時～午後4時

▽給与等

時間給（810円）、通勤手当

▽保険等 なし

▽休暇等

年次有給休暇、特別休暇等

※業務内容詳細については担当課へお問い合わせください。

■受験資格

日本国籍を有し、地方公務員法第16条の規定に該当しない者18歳以上（学生は除く）の通勤可能で、パソコン操作ができる者

■受付期間

令和2年12月21日（月）

～令和3年1月8日（金）

※平日午前8時15分から午後

5時まで（郵送の場合は期

間内必着）

■面接試験

詳細については申込者に別途連絡。

■受験手続

指定の申込書、履歴書・身上書等を受付期間内に総務課に持参又は郵送（当日必着）してください。

※申込書等は、役場総務課、川

内・浅田・倉石各支所にあり

ます。五戸町ホームページか

らもダウンロードできます。

▽役場総務課

☎62-2111 内線215

お知らせ

令和2年度八戸圏域8市町村
防災研修会開催のお知らせ

夕方のお天気コーナーでおなじみの木原実さんをお招きして、防災に関するテーマでのご講演いただきます。

各地で多発する自然災害に備えるためにも、防災士としても高い識見を有する木原さんのお話を聴いてみませんか。

■日時

令和3年1月24日（日）

午後2時～午後3時30分

■場所

八戸市南郷文化ホール

■演題

「天と地と」自然災害に備える

■講師

木原 実 氏

（気象予報士、防災士他）

■定員

230名程度（先着順）

■申込先

庁舎や各支所に備え付けの

申込用紙又は電話により申し

込みください。

☎62-2111 内線273

▽役場総務課

☎62-7950（直通）

▽八戸市防災危機管理課

☎43-2147（直通）

「農業者年金」
加入申込みについて

農業者年金は、自分の年金を自分で積み立てて受け取る方式です。次の全ての要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

■加入要件

▽国民年金第一号被保険者（保険料免除者は除く）

▽年間60日以上農業に従事

▽20歳以上60歳未満の方

■農業者年金の特徴

①自分名義の農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。

②終身年金で80歳までの保証付きです。

③支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり

節税につながります。

④農業の担い手となる方には、保険料の補助を受けられる場合があります。

▽五戸町農業委員会

☎62-2111 内線273

☎62-2111 内線273

☎62-2111 内線273

☎62-2111 内線273

☎62-2111 内線273

雇用・募集

町医師修学生募集

町では、令和3年度五戸町医師修学生を募集します。

■応募資格

医学を専攻する者で、将来五戸町が開設する病院の医師として勤務しようとする方。

■貸付額 月額20万円以内

■貸付期間

在学期間内で72月を限度とします(休学、停学期間は除く)。

■貸付利息

無利子

■返還の免除

借受者が五戸町が開設する病院に医師として勤務した期間が6月以上であり、かつ、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に達したとき。

■申込期間

▽令和3年4月から貸付けを希望する方

令和3年1月4日(月)

～3月1日(月)

▽令和3年5月以降に貸付けを希望する方

令和3年3月2日(火)以

降、随時

※申請書等は、五戸総合病院

管理班にあります。五戸総合

合病院ホームページからも

ダウンロードできます。

☎五戸総合病院 管理班

61-1200 内線330

町薬剤師修学生募集

町では、令和3年度五戸町

薬剤師修学生を募集します。

■応募資格

薬学を専攻する者で、将来五戸町が開設する病院の薬剤師として勤務しようとする方。

■貸付額

月額10万円以内

■貸付期間

在学期間内で72月を限度とします(休学、停学期間は除く)。

■貸付利息

無利子

■返還の免除

借受者が五戸町が開設する病院に薬剤師として勤務した期間が6月以上であり、かつ、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に達したとき。

■申込期間

▽令和3年4月から貸付けを希望する方

令和3年1月4日(月)

～3月1日(月)

▽令和3年5月以降に貸付け

を希望する方

令和3年3月2日(火)以

降、随時

※申請書等は、五戸総合病院

管理班にあります。五戸総

合病院ホームページからも

ダウンロードできます。

☎五戸総合病院 管理班

61-1200 内線330

税金

県税の納税証明書交付申請時の本人確認にご協力ください

県税の納税証明書の交付申請をするときは、次のとおり、本人確認をさせていただきます。

①納税義務者本人(法人の場合)が交付申請の手続を行う場合

運転免許証、住基カード、パスポート、個人番号カードなど、本人であることを証明する顔写真付きの公的書類の提示をお願いします。

②納税義務者本人以外の方が交付申請の手続を行う場合

納税義務者本人(法人の場合)

は代表者)からの委任状の

ほか、交付申請の手続を行う

方について、本人であること

を証明する公的書類の提示を

お願いしています。顔写真付

き以外のものについては国民

健康保険証、年金手帳、共済

組合員証等2枚以上の公的書

類の提示をお願いします。

委任状には、納税義務者本

人(法人の場合)は代表者)の

自署、押印、代理人の自署、

押印をお願いします。

☎三八地域県民局県税部

納税管理課

0178-27-5111

内線357・327・211

令和3年度償却資産申告者へのお知らせ

毎年1月1日現在で五戸町内に償却資産をお持ちの方は、所有している償却資産の内容について、町へ申告する必要があります。

■申告対象資産

会社や個人で工場・事務所・店舗・アパート・駐車場・太陽光発電による売電などで、事業のために使用している構築物・機械・器具及び

備品などの資産

■申告内容

償却資産の取得年月・取得

価額・耐用年数等

■提出書類

令和3年度償却資産申告

書・種類別明細書・個人番号

(マイナンバー)確認資料の

写し・本人確認資料の写し

※代理人が申告書を提出する場

合、代理人の本人確認資料の

写し及び代理権確認資料(委

任状等)も必要となります。

■提出先 役場税務課

■申告期間

令和3年1月4日(月)

～2月1日(月)

■その他

これまで申告をされていない方で申告書が必要な場合、毎年申告をしているのに申告書が届かない場合等は左記問い合わせ先へご連絡ください。

eL-TAXによる申告及び

法人番号を記載した申告書を御

提出いただく場合、本人確認及

び個人番号確認資料は不要です。

☎役場税務課 固定資産税班

62-2111

内線126・128

税金

新型コロナウイルス感染症に関する固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産の課税標準額を軽減します。

■対象者（次の全てに該当する者）

租税特別措置法における中小企業者又は中小事業者である。

五戸町に事業用家屋又は償却資産を所有している。

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の

事業収入が、前年同期比30%以上減少している。

■軽減割合

| 令和2年2月から10月までの3か月の対前年同期比減少率 | 軽減率 |
|-----------------------------|------|
| 50%以上 | 全額 |
| 30%以上 50%未満 | 2分の1 |

■提出書類

①申告書（※）

認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの

②収入減を証する書類

会計帳簿や青色申告決算書の写しなど

③対象家屋の事業用割合を示す書類

青色申告決算書の写しなど

※申告書は役場税務課にあります。また町のホームページにも掲載しています。

■提出先 役場税務課

■申告期間

令和3年1月4日（月）
～2月1日（月）

■その他

申告書の提出は、事前に認定経営革新等支援機関等からの確認が必要となります。余裕をもって手続きしてください。

■役場税務課 固定資産税班

☎62-2111

内線126～128

お知らせ

ミツバチを飼育されている方へ

■ミツバチの飼育届について

改正養蜂振興法が平成25年

1月から施行され、趣味でミツバチを飼育する場合でも飼育届の提出が必要となりました。

ミツバチを飼育されている方は、毎年1月1日現在の状況について、1月中に飼育届を住所地の地域県民局に提出してください。（手数料はかかりません）

飼育届用紙は、青森県ホームページでダウンロードできるほか、地域県民局でもお渡しできます。昨年度飼育届を提出された方には、地域県民局から用紙が郵送されます。

花粉交配用のみ、ミツバチを一時的に飼育される方の届出は不要です。ただし、長期間にわたって（花粉交配時期以外も）飼育する場合は届出が必要です。

※平成29年度から蜜蜂飼育届・飼育変更届について一部変更がありましたので、平成29年度より前の様式等を用いないようご注意ください。

不明な点については、左記までお問い合わせください。

■三八地域県民局

地域農林水産部畜産課

☎0178-27-5111

内線232

学校給食用物資納入業者指名申請書の受付について

■受付期間

令和3年2月3日（水）
～2月17日（水）

■有効期間

令和3年度

■提出書類・方法

提出書類は給食センターにあります。持参又は郵送で提出してください。

■その他

物資納品時間は、当方の指定時間になります。

■提出先

五戸町立学校給食センター
〒039-1701

五戸町大字倉石石沢雨原
平39-1

■五戸町立学校給食センター

☎61-6311

青森県育英奨学会奨学金のご案内

町では、令和3年度五戸町奨学生を1月29日まで募集しています。

■詳細については、広報このへまち10月号、もしくは町ホームページ『令和3年度五戸町奨学資金』のページをご覧ください。

また、公益財団法人青森県育英奨学会において、保護者が青森県の住民である高校生・大学生を対象とした奨学金制度を実施しています。大学奨学金については今月から募集が始まっています。

なお、青森県育英奨学会では、高校奨学生のうち、市町村民税所得割非課税世帯を対象とした『高等学校奨学金通学費等返還免除制度』を今年度から始めています。この制度は、通学費等について、一定の条件を満たした場合、奨学金返還の際、返還が一部免除され返還の負担が軽減されるものです。

詳しい内容については、青森県育英奨学会までお問い合わせをお願いします。

■五戸町教育委員会 教育課

☎62-2111 内線514

■公益財団法人 青森県育英奨学会

☎017-734-9879

お知らせ

就労出張相談のご案内

はちのへ若者サポートステーションでは、「自分に合う仕事が見つからない」、「働きたいけど自信がない」、「仕事に就いても長続きしない」など、様々な悩みを抱えている方やそのご家族を対象として、就職や自立についての相談（登録・無料）、継続的な支援（セミナー・就労体験）等を行い若者の就労を支援しております。

五戸町の方を対象とした就労出張相談を行いますのでご利用お待ちしております。

【令和2年度就労出張相談】

■開催日時

▽令和3年1月15日（金）
午前10時30分～正午

▽令和3年2月19日（金）
午前10時～正午

▽令和3年3月19日（金）
午前10時～正午

■場所
五戸町社会福祉協議会会議室

■相談料 無料

■対象者

15歳から49歳までの働くことに悩みを抱えている方及びそのご家族。

※電話でのご予約をお願いします。詳しくは左記にお問い合わせください。

■はちのへ若者

サポートステーション

八戸市十三日町4-1-1F

☎0178-51-8582

石綿関連疾病に罹った方への補償・救済のお知らせ

石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、その潜伏期間は石綿を吸ってから三十年以上と非常に長いことが特徴です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を吸ったことが原因であると認定された方には、国が運営する労災保険制度もしくは石綿健康被害救済制度から各種給付を受けることができます。

もし、みなさんのご家族の中で、仕事で石綿を取り扱っている、又は吸ったことがあります。

肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に罹った方、もしくは亡くなられた方がおられましたら、左記又はお近くの労働基準監督署へご相談ください。

■青森労働局労災補償課

☎0177-734-4115

令和3年度青森県立障害者職業訓練校 訓練生募集案内について

青森県立障害者職業訓練校は、障害のある方が自立に必要な知識・技能を身に付けるための職業能力開発施設です。令和3年度の募集要項は次のとおりとなっております。

■応募資格

①体力・精神的に1年間の訓練に耐えられ、就職を希望する方。

②障害が安定し、心身の疾病または障害が訓練受講上、支障とならない方。（介助支援がある方はご相談ください。）

③職業的自立が見込まれる方。

④集団生活に支障のない方。

⑤デジタルデザイン科・OA事務科は、知的障害のない方が対象です。作業実務科は、知的障害のある方が対象です。

■日程

| | |
|--------|----------------------------------|
| 願書受付期間 | 令和3年1月4日（月） ～2月4日（木） |
| 試験日 | 令和3年2月12日（金） |
| 合格発表 | 令和3年2月18日（木） |
| 試験会場 | 青森県立障害者職業訓練校 （青森県弘前市緑ヶ丘1-9-1） |

■募集概要

| 訓練科名 | 募集員 | 試験方法 | 対象者 | 訓練期間 |
|-----------|-----|-----------------------|----------|----------------|
| デジタルデザイン科 | 15名 | 職業適性検査 面接 | 知的障害のない方 | 1年間 (4月～3月) |
| OA事務科 | 15名 | | | |
| 作業実務科 | 10名 | 適性検査 面接 (保護者同伴) | 知的障害のある方 | |

■出願手続

入校願書は、各地区のハ

ローワークにあります。添付書類、出願手続等につきましては、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

※その他、入校にあたり経費・援護制度、寄宿舎等も

ありますので、詳細に関しましては、左記にお問い合わせ

ください。

■青森県立障害者職業訓練校

☎0172-36-6882

防災行政無線をも一度聞く場合も

防災行政無線で流れたメッセージを聞くことができます。次の番号に電話をかけ、音声ガイダンスに従ってお聞きください。（メッセージは放送後24時間で消去されます。）

■電話応答システム

☎61-1106

■団役場総務課 行政防災班

☎62-7950（直通）



お知らせ

五戸町成人式の延期について

令和3年1月10日(日)に予定していた、令和3年五戸町成人式は新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあることを考慮し、令和3年夏以降の開催へと延期いたします。

☎ 五戸町教育委員会教育課
62-2111 内線518

このへ郷土館よりお知らせ

今年も小正月のイベントを計画しています。内容として、餅つきや繭玉作り等を計画中です。

■日時

令和3年1月17日(日)
午前10時～正午

■会場 このへ郷土館広場

■参加費 1人1000円

■募集人数 先着20名

■申込先 このへ郷土館

※当日はマスク着用をよろしく願います。

☎ 62-5965
このへ郷土館

あおもり性暴力被害者支援センター

レイプや強制わいせつなど、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートいたします。

■りんごの花ホットライン

☎ 017-777-8349

※専門の研修を受けた相談員が対応します。

■相談受付時間

▽月・水曜日

(午前10時～午後9時)

▽火・木・金曜日

(午前10時～午後5時)

※祝日・年末年始を除く

☎ 青森県青少年・男女共同参画課

☎ 017-734-9228

※県が本センターの運営を委託している公益社団法人あ

おもり被害者支援センター

では、ボランティアの支援

活動員を募集しております。

活動に関心のある方は、

左記へ直接お問合せください。

い。

☎ 017-718-2085
このへ(公社)あおもり被害者支援センター

健康づくり伝言板

健康のつどい

～フレイルを予防して、元気に過ごそう～



- 1月21日(木) 瑞穂館
 - 1月28日(木) 倉石コミュニティセンター
 - 2月4日(木) 浅水活性化センター
 - 2月12日(金) 豊間内コミュニティセンター
 - 2月18日(木) 五戸町立公民館
- ※タッパー等に汁だけ少量お持ちください。
- <時間> 13:00～15:10 (受付12:30～)
- <持ち物> 上履き・水分補給できるもの・家庭のみそ汁(※)
- <服装> 動きやすい服装

<内容>

- ☆体組成計で体の中を知ろう!
- ☆町内薬局の薬剤師による講話『薬のうそ・ほんと!かしこい薬局との付き合い方』
- ☆保健師による講話『フレイル予防について』
- ☆みんなで一緒に効果的なラジオ体操のコツ・ポイント
- ☆食生活改善推進員によるみそ汁塩分測定



開催日の1週間前までにお申し込みください。(定員30名)

問い合わせ先 役場健康増進課 ☎ 62-7958 (直通)

◆図書館新着 Books◆

●開館時間 火～日曜日 10:00～17:00
 ●1月の休館日 1～4日、12日、18日、25日
 ●問い合わせ先 五戸町図書館 ☎61-1040

【今月のおすすめ】



水のように

(浪花 千栄子／著 朝日新聞出版)

貧しい家に生まれ、過酷な日々の中で夢中になったもの、それが芝居の世界だった。生い立ち、芸歴、ゆかりの人々…。NHK連続テレビ小説「おちょやん」のモデルとなった女優・浪花千栄子の唯一の著書である自伝を復刊。



ふゆごもりのまえに

(ジャン・ブレット／作 福音館書店)

冬眠するために巣穴に向かう、はりねずみのハリー。農場にいる動物たちはハリーに、昨年ハリーがふゆごもりしている間に起こった素晴らしい出来事の数々を話します。ハリーは、それらを見てみたくて…。

■一般 ■ヤングアダルト

| | |
|--------------------|-----------------|
| 大学で学ぶ東北の歴史 | (東北学院大学文学部歴史学科) |
| 政治家の覚悟 | (菅 義偉) |
| 押井守のニッポン人って誰だ!? | (押井 守) |
| 選び放題! 鍋レシピ 250 | (主婦の友社) |
| 棚からつぶ貝 | (イモトアヤコ) |
| やさしい三味線講座 2020 | (千葉 登世) |
| いつの空にも星が出ていた | (佐藤 多佳子) |
| きのうのオレンジ | (藤岡 陽子) |
| 劇場版鬼滅の刃 無限列車編ノベライズ | (吾峠 呼世晴) |
| 世間とズレちゃうのはしょうがない | (養老 孟司 他) |

■児童

| | |
|-----------------------|---------------|
| 消えたレッサーパンダを追え! | (たけたに ちほみ) |
| おもしろ大発見! 世界スゴすぎ事典 | (須藤 健一) |
| クジラが歩いていたら | (ドゥーガル・ディクソン) |
| 絵でさぐる音・光・宇宙 物理学の世界への旅 | (コリン・スチュアート) |
| マンガで覚える図解おこづかいの基本 | (八木 陽子) |
| 納豆の本 | (全国納豆協同組合連合会) |
| 子どものためのスポーツ食トレ | (亀井 明子) |
| 橋の上の子どもたち | (バドマ・ヴェンカトラン) |
| へんくつさんのお茶会 | (楠 章子) |
| ミツパチたち | (イザベル・アルスノー) |

【五戸ちゃんねる】

～1月の見どころ(予定)～

●健康まつり 2020

新型コロナウイルスの感染防止のため中止となった今年の健康まつり。今年は各団体の協力のもと五戸ちゃんねるで特別番組を放映します。

※12月17日時点の情報です。
 ※番組名は全て仮称です。また、番組内容は予告なく変更する場合がありますので、テレビ番組表(五戸ちゃんねる 11ch)にてご確認ください。

◆五戸ちゃんねる、(11ch)は五戸ケーブルテレビにご加入の全ての方々に無料で提供しています。

五戸ケーブルテレビは加入者全員から集める利用料でその施設の維持管理を行っております。

五戸ケーブルテレビの運営について、ご理解とご協力をお願いします。

なお、ケーブルテレビ利用料にはNHK受信料・BS受信料等は含まれておりません。各自でNHKに受信料をお支払いください。

〈ケーブルテレビ故障受付〉

0120-506-016
24時間 365日受付

〈五戸ちゃんねるに関するお問い合わせ〉
62-7952(役場総合政策課直通)
平日 8時15分～17時00分

このへ★スポーツナビゲーション

★手倉森浩サッカークリニック

令和2年11月29日(日)五戸町出身である手倉森浩氏を講師に迎え、ひばり野交流センターと五戸ドームにおいて、手倉森浩サッカークリニックを開催しました。

今年で8回目の開催となり、選手23名、保護者20名の参加がありました。

手倉森浩氏は日本サッカー協会公認指導者資格の最上級、「S級ライセンス」を所持しており、現在は、JFAナショナルトレセンコーチ・東北地域総括ユースダイレクターに就任され、ご活躍されています。

午前の部は、今回から初めての試みとして保護者と選手が合同でレクチャーを受け、日本サッカー協会の取り組みや、サッカーの理解向上に関する講習をしていただきました。指導者よりも選手と接する時間が多い保護者にとって、貴重な時間になったと思います。午後の部は、選手対象にトレーニング指導を行い、細かい部分まで丁寧に指導していただきました。参加者からは、好評の声を多数いただき、とても有意義なクリニックになったと感じられました。たくさんのご参加ありがとうございました。



★親子体操の動画配信のお知らせ

公社では、親子体操の動画配信を行っています。家の中でも親子で簡単に楽しみながらできる内容になっています。お父さん、お母さんの運動不足解消や、子ども達とふれあういい機会として役立てていただければと思います。ぜひ、ご覧になってください。



Youtube
QRコード



動画配信はこちらから

★1月休館日 1日(金)～3日(日)は全施設休業

(ひばり野公園・五戸ドーム・ひばり野交流センター・倉石スポーツセンター)

五戸ドーム：6日、13日、20日、27日
倉石スポーツセンター：20日

【問い合わせ先】

公益財団法人五戸町スポーツ振興公社
五戸町スポーツクラブ
☎62-2301 FAX 62-2365
HP <http://www.gonohe-sppc.com/>

町内企業 求人インフォメーション

有限会社 日興防水

職 種 : 土木作業員
 募集人数 : 1名
 勤務時間 : 7:00～16:00 8:00～17:00
 勤務地 : 五戸町大字豊間内字地蔵平1番地996(倉庫兼作業場)
 賃 金 : 日当 9,000円～(経験者) 8,000円～(未経験者)
 休 日 : 日曜日、祝日、他
 その他 : ・50歳までの男性に限る ・土木工事経験のある方
 ・AT限定免許不可 ・体力に自信のある方



申し込み・問い合わせ先

〒039-1537 五戸町字追分5番地16
 有限会社 日興防水 担当者: 総務係 神谷 遥 ☎0178-62-3071

受賞おめでとうございます

平成8年4月に五戸町体育協会の会長に就任して以来、22年間という長きにわたり、五戸町内におけるスポーツの普及、発展に尽力を尽くしました。また、スポーツドクターとしてアスリートの競技力向上や競技開催に寄与した功績が認められ受賞されました。

■青森県スポーツ協会創立

100周年記念事業

功労者表彰受賞

松尾 博由 さん(71歳)



あたたかい善意

■図書館への寄贈として株式会社青森電子計算センター(八島勝代表取締役)より、「エンジェルワゴン・ディスプレイラック」各1台を寄贈いただきました。



■医療機関への支援として

五戸新郷ゴルフ愛好会(小坂章代表)より、10万円を寄付いただきました。



五戸総合病院 外科の新任医師を紹介します

五戸総合病院では、令和2年12月1日付で外科に杉沢徳彦先生が着任されました。



外科科長 杉沢 徳彦
すぎさわ のりひこ

- ▽静岡県出身
- ▽昭和53年生(42歳)
- ▽平成16年3月東北大学医学部卒業
- ▽平成16年4月医師免許取得
- ▽平成18年12月臨床研修終了
- ▽平成30年3月東北大学大学院卒業
- ▽済生会神奈川病院、済生会横浜市東部病院、静岡県立岡がんセンター、東北大学病院、仙台南病院で診療に従事

| 町の人口 | | |
|-------------|---------------|---------|
| | (前月対比) | (前月出生数) |
| 男 | 8,042人 (-7) | 5人 |
| 女 | 8,672人 (-7) | 3人 |
| 総人口 | 16,714人 (-14) | |
| 世帯数 | 7,027世帯 (-7) | |
| 令和2年12月1日現在 | | |

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

高額療養費（外来年間合算）について

■支給対象者

基準日（令和2年7月31日）時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方。

■対象期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間。

■支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

■支給申請

これまでに高額療養費を支給されたことのある方（高額療養費の支給口座を登録している方）は、その口座に支給しますので申請は不要です。

これまでに高額療養費を支給されたことのない方（高額療養費の支給口座を登録していない方）には、12月中旬（予定）に広域連合より申請のお知らせを送付しますので、お知らせが届いた方は市町村の窓口申請してください。

なお、対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方の場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象期間内の外来に係る自己負担額の合計が144,000円を超えた方はお問い合わせください。

■申請に必要なもの

- ①支給申請書
- ②高額療養費（外来年間合算）の支給申請について（お知らせ）
- ③保険証（被保険者証）
- ④個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カード又はマイナンバーカード）
- ⑤印鑑（認印）
- ⑥通帳（又は通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書、代理人が受領する場合は委任状が必要です。

※対象期間中、青森県後期高齢者医療制度以外の医療保険への加入歴と自己負担額がある場合は、その医療保険の自己負担額証明書が必要です。

問い合わせ先 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時の医療費控除にもご活用いただけます。

なお、対象となる期間が令和2年1月診療分から令和2年12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは令和3年2月末頃となりますので、ご理解をお願いします。

問い合わせ先 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

| 日 | 記念日等 | 行事等 |
|------|-------|---|
| 18 月 | | ● とことん元気教室（中市地区） 9：30～10：45 五戸町保健福祉センター 👶 四種混合〔ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ〕予防接種 12：20～12：45 受付 五戸総合病院 |
| 19 火 | 食育の日 | ● 健診結果説明会 12：45～12：55 受付 五戸町健診センター |
| 20 水 | | 👶 2歳6か月児健康診査（平成30年6月～7月生） 9：30～9：45 受付 町立公民館 |
| 21 木 | | ● 健康のつどい（川内地区） 12：30～13：00 受付 瑞穂館 ● みんなの保健室 13：00～15：00 役場健康増進課 |
| 22 金 | カレーの日 | 👶 10か月児健康相談（令和2年2月～3月生） 9：30～9：45 受付 町立公民館 ● トコトコ教室（川内地区） 9：30～10：45 瑞穂館 ● とことん元気教室（又重地区） 9：30～10：45 倉石温泉 👶 6か月児健康相談（令和2年5月～6月） 12：30～12：45 受付 町立公民館 |
| 23 土 | | あおり冬読書週間 1月5日～25日（休館日をのぞく） |
| 24 日 | | テーマ展示「本で、旅気分！」 なかなか以前のように自由に旅行が出来ない今、本を読んで旅気分を味わいましょう。 |
| 25 月 | | 👶 ホットセンターあ・そ・ぼ 10：00～12：00 町立公民館 児童室 👶 BCG予防接種 12：20～12：45 受付 五戸総合病院 |
| 26 火 | | 👶 ここっと広場 10：00～12：00 町立公民館 ● 行政相談 13：00～15：00 町立公民館 児童室 |
| 27 水 | | 👶 4か月児健康診査（令和2年9月生） 12：30～12：45 受付 町立公民館 |
| 28 木 | | ● 健康のつどい（倉石地区） 12：30～13：00 受付 倉石コミュニティセンター ● みんなの保健室 13：00～15：00 役場健康増進課 |
| 29 金 | 南極の日 | ● トコトコ教室（豊間内地区） 9：30～10：45 豊間内地区コミュニティセンター ● まち・カフェ 10：00～12：00 町立公民館 小ホール ● 健診結果説明会 12：45～12：55 受付 五戸町健診センター |
| 30 土 | | |
| 31 日 | | |

2月の主な行事

| 日 | 行事等 |
|-----|---|
| 1 月 | ホットセンターあ・そ・ぼ 10：00～12：00 町立公民館 児童室 |
| 2 火 | 人権相談 13：30～15：30 町立公民館 |
| 3 水 | 令和3年度町民税・県民税申告相談会（2月3日～3月15日） 👶 3歳児健康診査（平成29年6月～7月生） 12：30～12：45 受付 町立公民館 |
| 4 木 | 移動図書館巡回日 9：00～12：00 地区巡回 とことん元気教室（石沢地区） 9：30～10：45 石沢地区公民館 移動献血 9：30～12：00（五戸町役場） 13：30～16：00（五戸総合病院） 健康のつどい（浅田地区） 12：30～13：00 受付 浅水活性化センター みんなの保健室 13：00～15：00 役場健康増進課 |
| 5 金 | トコトコ教室（浅田地区） 9：30～10：45 浅水活性化センター |
| 6 土 | |

| 日 | 行事等 |
|------|---|
| 7 日 | |
| 8 月 | ホットセンターあ・そ・ぼ 10：00～12：00 町立公民館 児童室 四種混合〔ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ〕予防接種 12：20～12：45 受付 五戸総合病院 |
| 9 火 | 行政相談 10：00～12：00 倉石コミュニティセンター 作庭 健診結果説明会 12：45～12：55 受付 五戸町健診センター |
| 10 水 | ここっと広場 10：00～12：00 町立公民館 |
| 11 木 | |
| 12 金 | トコトコ教室（旧町内地区） 9：30～10：45 町立公民館 13：30～14：45 健康のつどい（豊間内地区） 12：30～13：00 受付 豊間内地区コミュニティセンター |

2021年
1月
令和2年度

| 今月の納期 | | | |
|-------------|-----|-------|-----|
| 納期限 2月1日(月) | | | |
| 国民健康保険税 | 第7期 | 介護保険料 | 第7期 |
| 後期高齢者医療保険料 | 第4期 | | |

| 日 | 記念日等 | 行事等 | 齋場 | | ごみ収集 |
|------|----------------|--|---------|--------|------|
| | | | 五戸・新郷の方 | それ以外の方 | |
| 1 金 | 県民交通安全の日 元日 | | 休 | 休 | 休 |
| 2 土 | | | 休 | 休 | 休 |
| 3 日 | 瞳の日 | | 休 | 休 | 休 |
| 4 月 | |  四種混合〔ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ〕 予防接種 12:20～12:45 受付 五戸総合病院 | | | |
| 5 火 | | | | | |
| 6 水 | |  麻しん・風しん混合予防接種 12:20～12:45 受付 五戸総合病院 | | | |
| | | ● みんなの保健室 13:00～15:00 役場健康増進課 | | | |
| 7 木 | | | | | |
| 8 金 | 勝負事の日 | ● トコトコ教室 (浅田地区) 9:30～10:45 浅水活性化センター | | | |
| 9 土 | | | | | |
| 10 日 | | ● 第39回五戸町新春マラソン大会 9:00～9:40 受付 ひばり野公園ジョギングコース | | | |
| 11 月 | 成人の日 | | | | |
| 12 火 | | ● 行政相談 10:00～12:00 倉石コミュニティセンター 作法室 | | | |
| | | ● 健診結果説明会 12:45～12:55 受付 五戸町健診センター | | | |
| 13 水 | |  1歳6か月児健康診査(令和元年6月～7月生) 12:30～12:45 受付 町立公民館 | | | |
| 14 木 | | ● 移動図書館巡回日 9:00～12:00 地区巡回 | | | |
| | | ● とことん元気教室(石沢地区) 9:30～10:45 石沢地区公民館 | | | |
| | |  ここっと広場 10:00～12:00 町立公民館 | | | |
| | | ● みんなの保健室 13:00～15:00 役場健康増進課 | | | |
| 15 金 | 高齢者交通安全の日 | ● トコトコ教室(旧町内地区) 9:30～10:45 13:30～14:45 町立公民館 | | | |
| 16 土 | | | | | |
| 17 日 | | ● 小正月(ごのへ郷土館) 10:00～12:00 ごのへ郷土館広場 | | | |

役場休業

イルミネーション点灯期間(令和3年1月11日(月)まで)

国民健康保険からのお知らせ ～高額療養費支給申請手続きについて～

1ヶ月（1日から月末まで）に医療機関等の窓口で支払った金額が自己負担限度額を超えた場合、申請により自己負担限度額を超えた分を「高額療養費」として支給します。ただし、入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代、文書料などは支給対象外です。

医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）を確認し、高額療養費の支給対象に該当すると思われる世帯に対し、世帯主あてに高額療養費の支給申請のお知らせを送付しますので、期限内に役場住民課窓口で申請手続きをしてください。（※お知らせは、受診した月の2～3ヶ月後に送付します。）

■申請に必要なもの

- ▽町から送付された「高額療養費の支給申請のお知らせ」及び「国民健康保険高額療養費支給申請書」
 - ▽お知らせに記載の医療機関（病院、調剤薬局等）発行の医療費の領収書
 - ▽対象者の国民健康保険被保険者証 ▽世帯主名義の預金通帳
 - ▽窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など） ▽はんこ（認印）
 - ▽世帯主及び対象者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード又は通知カード）
- ※別世帯の方が申請に来られる場合は、上記のほかに委任状が必要です。

■70歳未満の自己負担限度額

| 所得区分 | | 自己負担限度額 | 多数該当（※） |
|------|-----------------------|----------------------------------|----------|
| ア | 901万円超 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| イ | 600万円超 901万円以下 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円 |
| ウ | 210万円超 600万円以下 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | 44,400円 |
| エ | 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く) | 57,600円 | 44,400円 |
| オ | 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

（※）多数該当：過去12か月間で、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

■70歳以上75歳未満の自己負担限度額

| 所得区分 | | 自己負担限度額 | | 多数該当（※） | |
|-------------|---|---|----------------------------------|----------|---------|
| | | 外来（個人単位） | 外来 + 入院（世帯単位） | | |
| 現役並み 所得者 | Ⅲ | 課税所得 690 万以上 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 140,100円 | |
| | Ⅱ | 課税所得 380 万以上 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円 | |
| | Ⅰ | 課税所得 145 万以上 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | 44,400円 | |
| 一般 | | 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人 | 18,000円 | 57,600円 | 44,400円 |
| 低所得者 | Ⅱ | 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰを除く） | 8,000円 | 24,600円 | なし |
| | Ⅰ | 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる人 | 8,000円 | 15,000円 | |

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

「限度額適用認定証」は住民税課税世帯に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は住民税非課税世帯の人に申請により交付されるもので、この認定証を医療機関等に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、一度に多額の現金を用意する必要がなくなります。

認定証が必要な方は、あらかじめ、役場住民課窓口で交付の申請をしてください。

■申請に必要なもの

- ▽対象者の国民健康保険被保険者証
 - ▽はんこ（認印）
 - ▽窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）
 - ▽世帯主及び対象者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード又は通知カード）
 - ▽過去1年間で91日以上入院があった住民税非課税世帯の人は、入院日数のわかる領収書等
- ※別世帯の方が申請に来られる場合は、上記のほかに委任状が必要です。

問い合わせ先

役場住民課（国保班） ☎ 62 - 2111 内線 116